

道有林基本計画

平成 29 年 3 月
北 海 道

目 次

はじめに.....	1
第1 道有林の整備及び管理に関する基本的な方針	3
1 計画策定の考え方.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
2 道有林を取り巻く情勢.....	3
(1) 社会・経済情勢の変化.....	3
(2) 前計画の取組と課題.....	5
3 基本方針.....	7
(1) 森林の多面的機能の持続的発揮.....	7
(2) 地域と一体となった森林づくり.....	7
第2 森林の整備に関する事項	9
1 めざす森林の姿.....	9
2 森林の区分と基本的な取扱い.....	9
3 森林づくり.....	11
(1) 森林の整備.....	11
(2) 森林の保全.....	13
4 林産物の供給.....	13
5 地域と連携した森林施業等.....	14
6 森林施業の低コスト化等.....	15
7 林業事業者等の育成.....	15
第3 森林の管理に関する事項	15
1 森林の巡視等.....	15
2 保安林等の適切な管理.....	16
3 入林者の利便性の向上.....	16
4 森林資源の適切な把握.....	16
第4 森林の活用に関する事項	16
1 道有林を活用した地域の振興.....	16
2 木育による道民理解の促進.....	17
第5 整備管理計画の策定	17
第6 計画の推進体制	17
1 推進体制.....	17
2 推進管理.....	18
[参考資料].....	19

はじめに

道有林野（以下「道有林」という。）は、北海道が所有する約 61 万ヘクタールの森林で、本道の森林面積の約 11%を占めています。道民の共通財産である道有林は、豊かな森林資源を背景に木材の生産等を通じて産業の振興や経済の活性化、雇用の確保、道及び市町村の財政等に寄与するとともに、水源の涵養や国土の保全など森林の持つ公益的機能を発揮しながら、長年にわたって地域の振興や道民生活の向上などに貢献してきました。

しかし、近年、道民の森林に対する期待は多様化し、特に森林の公益的機能の発揮への期待が一層高くなっていることを踏まえ、道では、平成 14 年度を始期とする道有林基本計画から、全ての道民が享受できる公益的機能の維持増進を図ることを目的として道有林を管理運営することとし、森林づくりに対する道民の意識やニーズの把握を行い道民の理解と参加を得ながら、森林の適切な整備及び管理に努めてきたところです。

こうした中、本道の人工林が本格的な利用期を迎え、計画的な主伐・再造林の推進や原木の安定供給体制の構築等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、道では、森林資源の循環利用や木育の推進に関する施策の充実・強化を図るため、平成 28 年 3 月に北海道森林づくり条例（以下「条例」という。）を改正するとともに、北海道森林づくり基本計画を見直し、平成 29 年度から新たな計画をスタートすることとしています。また、国では、平成 28 年 5 月に森林・林業基本計画を見直し、資源の循環利用による林業の成長産業化や原木の安定供給体制の構築等に向けた各種施策を展開しているところです。

一方、道有林においても、トドマツを中心とした約 13 万ヘクタールの人工林が利用期を迎えつつあることや、昭和 30 年代の積極的な拡大造林やその後の造林の停滞により年齢構成に著しい偏りが生じていることなどから、人工林の世代交代を早急に進め、バランスの取れた健全で活力のある森林に誘導していく必要があります。

このような情勢の変化を踏まえ、今後の道有林の管理運営に当たっては、森林の公益的機能の維持増進を図るという基本的な考えの下、人工林の主伐・再造林を積極的に進め、適切な施業を通じて生産される木材の供給量を拡大するなど「植えて育てて、伐って使って、また植える」という森林資源の循環利用に率先して取り組み、森林の多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを推進することとします。

また、本道において人工林の主伐が本格的に進む中、森林所有者等による着実な再造林を促し、森林資源の循環利用を確実に進めるためには、森林施業の低コスト化をはじめ、原木の安定供給体制の構築や地域材の利用促進、林業事業体の育成等に取り組

んでいくことが必要です。

このため、道が自ら森林を所有し管理運営する道有林の強みを活かし、低コスト化に向けた施業方法の実証・開発に取り組み、林業普及指導員等を通じてその成果を私有林や市町村有林（以下「一般民有林」という。）等に普及していきます。また、協定の締結等により一般民有林との共同施業・共同出荷を全道的に展開するとともに、市町村有林との連携を強化し公有林の適切な整備を推進するほか、本道の森林面積の約6割を占める国有林と連携し、生物多様性の保全など公益性を重視した森林づくりに引き続き取り組みます。さらに、今後、生産量が増加する道有林材を戦略的に供給することにより、森林認証材や木質バイオマス等の新たな木材需要に対応しながら道産木材の需要拡大を図るとともに、林業事業体の経営基盤の強化や労働安全衛生の確保につなげるなど、本道の森林づくりの先導的な役割を果たしながら、地域と一体となった森林づくりに取り組んでいきます。

道有林は、明治39年の創設以来、昨年（平成28年）で110周年の節目を迎えました。今後も道民から負託された道有林を次世代にしっかりと引き継ぐため、道有林の整備及び管理に関する事業（以下「道有林野事業」という。）に携わる職員は、森林づくりの方向性や与えられた使命を認識・共有し、現場重視の姿勢のもと、森林資源や組織、技術力を機動的かつ総合的に活用しながら、森林の整備及び管理に一丸となって取り組むよう努めることとします。

第1 道有林の整備及び管理に関する基本的な方針

1 計画策定の考え方

(1) 計画の趣旨

道有林基本計画(以下「計画」という。)は、「北海道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条の規定に基づき、森林の計画的な整備と適正な管理を行うために策定するものです。

本計画は、森林の整備・管理に関する基本方針や基本的事項を明らかにするものであり、各総合振興局長又は振興局長が道有林の管理区ごとに策定する整備管理計画の基準となるものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成38年度までの10年を計画期間とし、伐採や造林等の森林整備に関する計画量を前期5年、後期5年に分けて策定します。

なお、北海道森林づくり基本計画の見直しや森林資源の状況、道有林を取り巻く社会・経済情勢に適切に対応していくため、必要に応じて本計画を見直すこととします。

2 道有林を取り巻く情勢

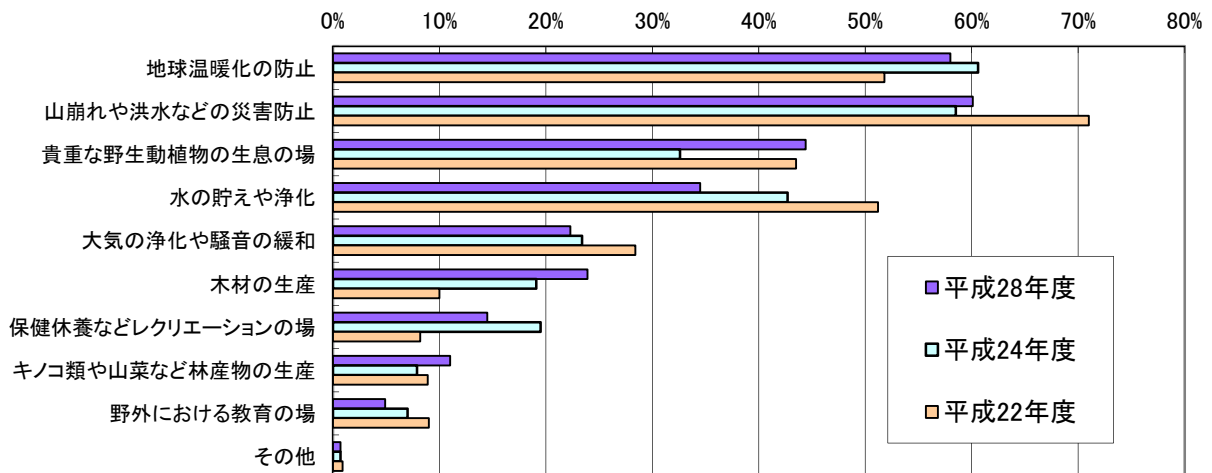
(1) 社会・経済情勢の変化

ア 森林に対する道民の期待

道民共通の財産である道有林を適切に整備・管理するためには、森林づくりに対する道民の意識やニーズを的確に把握しながら、進めることが重要です。

これまでに道が実施した道民意識調査の結果では、地球温暖化の防止をはじめ、山崩れや洪水などの災害防止など森林の公益的機能の発揮に対して高い期待が寄せられているほか、木材の生産に対する期待が次第に高まっている傾向が見られます(図-1)。

図-1 森林の働きに期待すること(平成22、24及び28年度道民意識調査)



イ 森林・林業政策の動き

戦後、大規模に植林された道内の人工林が本格的な利用期を迎え、計画的な主伐・再造林の推進や原木の安定供給体制の構築が喫緊の課題となっていることなどを踏まえ、道では、平成 28 年 3 月に条例を改正するとともに、北海道森林づくり基本計画を見直し、「森林資源の循環利用の推進」と「木育の推進」を柱として森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、国では、国内の人工林が本格的な主伐期を迎え、従来の保育主体の施業から計画的に伐採し再造成するといった新たな段階に入ったという認識の下、平成 28 年 5 月に森林・林業基本計画を見直し、「資源の循環利用による林業の成長産業化」や「原木の安定供給体制の構築」、「木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出」などを今後の林政の対応方向に位置付け、新たな施策を展開しています。

ウ 地球温暖化防止や生物多様性の保全の動き

平成 27 年にフランスのパリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）」では、温室効果ガスの吸収源・貯蔵庫としての森林の機能の保全及び強化を締結国に求めることを盛り込んだ「パリ協定」が採択され、引き続き、森林による二酸化炭素の吸収量を温室効果ガスの削減量に算入することが可能となり、地球温暖化防止における森林の果たす役割が注目されています。

また、平成 24 年に国が策定した「生物多様性国家戦略 2012－2020」では、水や木材、気候の安定など生態系から得られる恵みである「生態系サービス」を将来の世代にわたって享受するためには、生物多様性の維持・回復が重要であるとし、地域固有の野生生物の保全や森・里・川・海のつながりの確保、多様な森林づくりなどを基本戦略に位置づけています。

道においても、平成 25 年に制定された「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」を踏まえ、北海道生物多様性保全計画を見直し、多様な生態系を有する森林の重要性に鑑み、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進することとしています。

エ 人口減少社会の到来と地方創生の動き

道では、人口減少問題に的確に対応し、地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、平成 27 年度に北海道創生総合戦略を策定しました。

同戦略では、道産木材を活用した CLT の実用化など「林業の新たなブランドづくり」や、森林被害をもたらすエゾシカの利活用による「自然との共生モデルの創出」、さらには、外国人観光客の増加を踏まえ、地域の強みを活かした「観光受入体制の飛躍的拡充」等を重点戦略プロジェクトに位置づけ、力強い経済の確立と雇用の場の創出に向けて、森林等の地域資源を活かした様々な取組を進めることとしています。

(2) 前計画の取組と課題

ア 多様で健全な森林の育成

前計画では、道有林全域について公益的機能を重視する森林に位置づけるとともに、効率的かつ持続的な森林経営を確保するための森林経営計画を策定し、人工林を主体として計画的に間伐等の森林整備を進めたほか、天然林の伐採の抑制により資源の回復を図るなど、公益的機能を維持増進する森林づくりに取り組んできました。

その結果、伐採、造林等の森林整備量や木材利用量については、概ね計画どおりの達成状況となっており、「複層林施業や単層林施業など多様な方法により更新する人工林の面積」（北海道森林づくり基本計画（平成25～34年度）の関連指標）は、平成24年の約3万4千haから平成27年の約3万9千haに増加するとともに、道独自の取組として道内に38箇所設置している「生物多様性保全の森」のうち、34箇所を道有林内に設置するなど、生物多様性の保全に向けた森林づくりが進んでいます。さらに、森林のha当たり蓄積は、平成24年時点では人工林190m³、天然林139m³、全体で151m³でしたが、平成27年時点では人工林226m³、天然林146m³、全体で164m³と、それぞれ19%、5%、9%と増加し、森林資源の充実が図られています。

このように、森林の公益的機能の維持増進に向けた取組が着実に進んでいますが、森林総面積の約2割を占める人工林については、11 齢級以上の利用期を迎える面積の割合が平成24年では全体の28%であったのに対して、平成28年では43%に急増し今後もこの割合が増加する見込みとなっています。その一方で、人工林の約7割を占めるトドマツは、最近の調査研究により高齢化に伴って腐朽被害率の高い林分が増加し、木材としての利用価値が低下するほか、風倒被害を受けやすくなるなど、森林の経済性や健全性を維持できなくなるおそれもあることがわかってきました。このほか、昭和30年代の積極的な拡大造林やその後の造林の停滞により、人工林の齢級構成に著しい偏りが生じており、安定的に事業量を確保する上で支障となるとともに、林業の持続的な発展の妨げにもなります（図2-1、図2-2）。

さらに、近年は、極端な気象現象による大雨災害等が頻発していることから、森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能が十分発揮されるよう災害に強い森林づくりを進めていくことが求められています。

こうしたことから、トドマツ等の人工林の主伐・再造林を積極的に進め、齢級構成の平準化をめざすとともに、引き続き、生物多様性の保全など公益性を重視した森林づくりに取り組むなど、地域の特性に応じて多様で健全な森林を育成していく必要があります。

図2-1 道有林の人工林齢級別面積
(平成24年度)

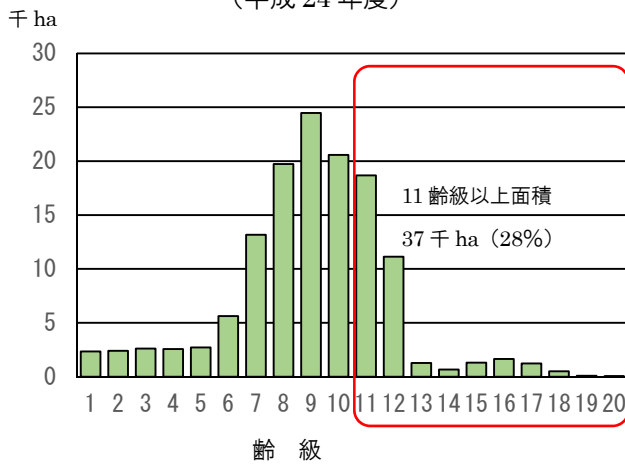
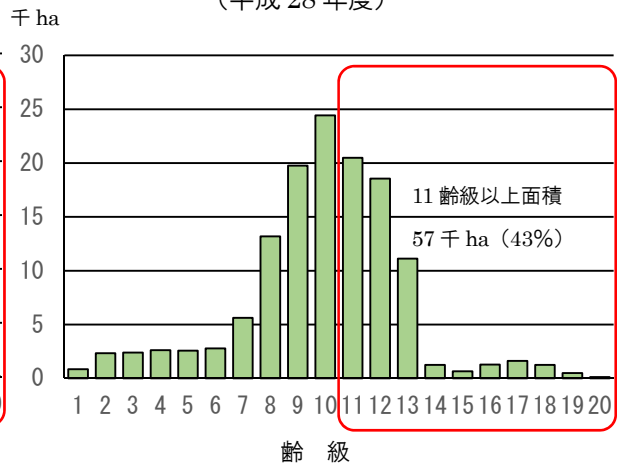


図2-2 道有林の人工林齢級別面積
(平成28年度)



注) 齢級とは森林の林齢を5年の幅でくくった単位のこと。

イ 地域への貢献

道内の森林面積の約1割を占める道有林は、74の市町村に所在し、道有林野事業の実施を通じて、地域産業の振興や雇用の確保等に貢献しています。

前計画では、こうした道有林の基本的な役割に加え、造林作業の機械化や列状間伐の推進など森林施業の低コスト化などに取り組み、その成果を一般民有林に普及してきました。また、地域の関係機関と連携しながら、共同による森林経営計画の策定や森林総面積の約3割に当たる約17万ha(平成27年度末)の森林認証(緑の循環認証会議(SGEC))の取得のほか、エゾシカ対策や木質バイオマスの安定供給などに取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかし、本道において人工林の主伐が本格的に進む中、森林所有者等による伐採後の再造林を促し、森林資源の循環利用を確実に進めるためには、森林施業の低コスト化を一層進め、原木の安定供給体制の構築や地域材の利用促進、林業事業体の育成などに取り組んでいくことが必要です。さらに、本道では、全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、特に道有林が所在する山村地域では過疎化や高齢化が著しいことから、林業・木材産業をはじめ幅広い分野の関係者が密接に連携し、地方創生に向けて総合的な対策を講じていくことが重要です。

こうしたことから、今後は、道が自ら森林を所有し管理運営する道有林の強みを活かし、積極的な主伐に伴って生産量が増加する道有林材を計画的かつ安定的に供給するとともに、道有林材の供給を通じて道産木材の需要拡大や林業事業体の育成につなげていく必要があります。

さらに、森林レクリエーションや観光、森林体験学習等の木育活動の場の提供など森林の保健休養機能を含めた多面的な機能に着目し、道有林を活用して観光等の地域産業の活性化を図り、都市と山村との交流人口の拡大や雇用の創出を促すなど、地域の振興を図っていくことが必要です。

3 基本方針

道有林を取り巻く情勢の変化や今後の課題を踏まえ、次の基本方針に従って森林の整備・管理を進めます。

(1) 森林の多面的機能の持続的発揮

ア 期待される機能に応じた森林の整備の推進

水源の涵養^{かん}や山地災害の防止など森林の公益的機能の維持増進を図るという基本的な考えの下、道有林全域について公益的機能の発揮を期待する森林に位置づけるとともに、効率的かつ持続的な森林経営を確保するための森林経営計画を策定し、長期的な視点に立って計画的に森林の整備・管理を進めます。

また、樹木の生育が良く、地形が緩やかで路網が整備されているなど効率的な施業が可能な人工林等については、主伐・再造林を積極的に進め、適切な施業を通じて生産される木材の供給量を拡大するなど森林資源の循環利用に率先して取り組み、木材等生産機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを推進します。

さらに、温室効果ガスによる地球温暖化を防止する観点から、主伐後の着実な再造林や計画的な間伐の実施により、森林の二酸化炭素の吸収作用が維持・回復されるよう配慮するとともに、炭素の貯蔵や二酸化炭素の排出削減に資するため、木材や木質バイオマスの利用拡大などに取り組みます。

イ 森林の保全の推進

原生的な森林や希少な野生生物の生息・生育の場の保護などに積極的に取り組むとともに、人工林の伐採・更新に当たっては、画一的な取扱いを避け、異なる森林のタイプや生育段階から構成されたバランスのとれた森林を造成するなど、森林生態系の多様性を確保し生物多様性の保全に努めるほか、エゾシカや病害虫等による森林被害を防止・軽減し、森林の健全性の維持・回復を図ります。

森林の公益的機能の確保が特に必要な保安林については、適切な森林の整備や、治山施設の設置及び維持管理を行うとともに、近年頻発している自然災害を踏まえ、事前防災・減災に向けた治山対策を一層推進します。また、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源保全地域に指定されている森林については、水源かん養保安林の指定を進め、良質な水の安定供給に配慮した森林施業を推進します。

(2) 地域と一体となった森林づくり

ア 地域の森林づくりの促進

一般民有林の森林所有者との協定の締結等による共同施業・共同出荷や森林認証の取得拡大、低密度植栽や造林作業の機械化など低コスト化につながる施業方法の

実証・普及等に取り組み、森林づくりの先導的な役割を果たしながら、地域と連携した森林づくりを進めます。

また、道有林野事業の計画的な実施を通じて、林業事業者による共同事業を推進するとともに、素材生産を担う林業事業者に対して長期的かつ弾力的に事業を発注する仕組みを導入するほか、林業労働力や労働安全衛生の確保、林業生産性の向上等を促すなど、地域の森林整備の担い手となり得る林業事業者の育成に努めます。

イ 道有林材の戦略的な供給

地域の林業・木材産業等の健全な発展に向けて、適切な森林施業を通じて生産される木材を計画的かつ安定的に供給するよう努めます。

また、森林認証材や木質バイオマスの需要の拡大、CLT等の新たな製品・技術の開発や地域のニーズなどを踏まえ、道産木材の需要拡大を目的として木材加工業者等と協定を締結し、計画的に木材を販売する「協定販売」を一層推進するなど、今後、生産量が増加する道有林材を戦略的に供給し、本道における原木の安定供給体制の構築に寄与します。

ウ 森林の多様な利用の推進

地域のニーズや要請を踏まえ、道有林が森林レクリエーションや観光等の場として多面的に活用され、地域の振興につながるよう森林の適切な整備・管理に努めます。

また、道有林のフィールドを森林体験学習の場として提供するなど、木育を通じて森林づくりに対する道民の理解と参加を促進します。

第2 森林の整備に関する事項

1 めざす森林の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには、原生的な森林や里山等の二次林、川と森をつなぐ溪畔林、様々な樹種・林齢の人工林などが一定の面的な広がりにおいてバランス良く配置されている森林を育成することが重要です。

このような多様な森林の育成は、自然災害や病虫獣害に対する抵抗力や回復力を高めるとともに、生物多様性に富む生態系を確保するほか、水資源や生活環境の保全、さらには様々な樹種や径級に対する木材需要など、地域の多様なニーズに応えることにもつながります。

このため、道有林の整備・管理に当たっては、森林の様々な機能を発揮させる場である小流域（河川の支流域）を森林施業の基本的な単位として、多様な樹種や林齢、構造からなる林分がモザイク状に配置されている森林の育成をめざします。

なお、北海道森林づくり基本計画（平成29～38年度）では、道有林の管理運営に関して表1の関連指標を定めており、この指標の達成に向けて多様な森林づくりを進めることとしています（表1）。

表1 北海道森林づくり基本計画の関連指標 (千ha)

関連指標	現状（平成27年度）	平成38年度
道有林における育成複層林など 多様な森林に誘導する人工林の面積	37	51

2 森林の区分と基本的な取扱い

北海道知事がたてる地域森林計画を踏まえ、道有林全域を公益的機能の発揮を期待する森林（水源涵養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）に位置づけるとともに、道独自の森林の区分である水資源保全ゾーンや生物多様性ゾーンを前計画に比べ拡大（前計画の約1.5倍）するなど、北海道がめざす多様な森林づくりに率先して取り組みます。また、人工林など生産力の高い森林がまとまっている地域については、地形や傾斜度等の自然条件に加え、林内路網の整備状況や市場からの距離等の経済的・社会的条件を勘案し、将来にわたって木材生産を積極的に進める森林として木材等生産林を水源涵養林等と重複して設定し、その面積を前計画よりも拡大（前計画の約2.3倍）します。

道有林における森林の区分ごとの基本的な取扱いについては、表2のとおりとし、人工林が本格的な利用期を迎えつつあることを踏まえ、人工林を主体に伐採や造林等の適切な森林整備を進める一方、天然林については資源の回復を図るため、伐採を抑制し天然更新など自然力を活用した施業を進めることとします。

表2 道有林における森林の区分と基本的な取扱い

期待する機能に応じた森林の区分		森林の種類	森林の基本的な取扱い	面積：千 ha (割合)
水源涵養林 <small>かん</small>		水源かん養保安林、干害防備保安林など法令による制限林等	適切な保育・間伐を通じて下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進	346.2 (57%)
	水資源保全ゾーン	水道取水施設の上流に位置する森林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水の発生を回避する施業を推進	77.6 (13%)
山地災害防止林		土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林など法令による制限林や林地保全林等	伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図る施業を推進するとともに、必要に応じて治山施設の設置を推進	265.8 (44%)
生活環境保全林		防風保安林、防霧保安林など法令による制限林や環境緑地保護地区等	風、霧、騒音等の防備や大気浄化のために有効かつ抵抗性のある森林の構成を維持することを基本とし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散、択伐等を推進	12.8 (2%)
保健・文化機能等維持林		自然公園特別保護地区など法令による制限林、保護林など道有林独自の自然環境を保全する森林等	森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散、択伐等を推進	101.9 (17%)
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	生物多様性保全が特に求められる河川両岸の森林等	原則として自然の推移に委ね、必要に応じて濁水の発生を回避する施業を推進	15.3 (3%)
	保護地域タイプ	生物多様性保全が特に求められる保護林等	原則として自然の推移に委ね、必要に応じて野生生物の生息・生育地の確保に配慮した施業を推進	41.0 (7%)
木材等生産林		林木の生育に適した森林で路網の整備状況から効率的な施業が可能な森林等	計画的な主伐や再造林等の施業を積極的に進めることを基本とし、路網整備や機械化等により効率的な森林整備を推進	80.2 (13%)

注) 「(割合)」は道有林総面積に占める百分率。なお、各区分は一部重複している。

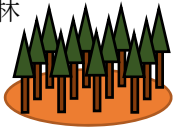



3 森林づくり

(1) 森林の整備

人工林については、森林の生育状況や地形等の自然条件、路網の整備状況や市場からの距離等の経済的・社会的条件を勘案し、将来にわたって育成単層林として維持するものと、主に自然力を活用して針広混交林等の育成複層林に誘導するものに分けて取り扱うこととします。具体的には、木材等生産林などに設定されている森林については、育成単層林を維持することを基本に下刈や間伐等の適切な森林整備や主伐・再造林を積極的に進め、年齢構成の平準化をめざすとともに、森林の区分や保安林における伐採の制限、森林の生育状況などに応じて伐期を延長する施業や育成複層林に誘導する施業を導入します。一方、多数の広葉樹が侵入している森林や急傾斜地で林内路網が整備されていない森林などについては、原則として主伐を行わず、必要に応じて間伐を繰り返しながら育成複層林に誘導します（表3）。なお、人工林の整備に当たっては、各管理区において長期的な見通しや方針を立てた上で、計画的に取り組むこととします。

天然林については、主伐を抑制し、原生的な森林の保護や急傾斜地等の林地保全、森林景観の保全などを積極的に推進することとしますが、森林の蓄積が低い疎林では、必要に応じて植栽やかき起こし等により後継樹を確保して育成複層林に誘導するほか、広葉樹二次林など密度管理を必要とする森林では、森林の健全性を維持し林産物を循環的に利用するため、適切な間伐を進めます。また、近年の伐採の抑制により天然林の蓄積は着実に増加していますが、森林の質的な回復を図りつつ、広葉樹資源の持続的な利用を進めるため、試験研究機関と連携して樹種や径級等の質的な資源把握に向けたモニタリング調査等を実施します。

表3 道有林における人工林・天然林と育成単層林・育成複層林・天然生林との関係

区分	育成単層林	育成複層林	天然生林
人工林	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種や林齢が同一の樹木により構成された単層の森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・複層化した森林 	
天然林		<ul style="list-style-type: none"> ・植栽やかき起こし等を行った森林 ・施業を行った森林 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の推移にゆだね、天然力の活用により成立・維持する森林 

なお、事業の実施に当たっては、森林整備全体のコストを低減するため、事業箇所の集約化を図ることとし、各管理区において計画期間内に間伐等の施業とそれに伴う路網整備を一体的に実施する複数林班からなるエリアを特定した上で、当該エリアを計画期間内で一巡するよう計画的かつ効率的に森林の整備を進めます。また、流木被害の原因となり得る枝条や残材等が河川に流出しないよう、溪流沿いにある森林の伐採の抑制等に努めます。

森林の伐採及び造林に係る計画量は、表４－１及び表４－２のとおりとし、利用期を迎えた人工林の主伐・再造林を重点的に進めるため、前計画に比べ、人工林の伐採量（前計画の約１．２倍）や人工造林の面積が拡大します。また、間伐面積は、育成途上にある若齢林の減少などにより縮小します。

表４－１ 伐採立木材積及び間伐面積 (材積：千 m³、面積：百 ha)

区分	総計			前期(H29-33)			後期(H34-38)			
	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	計	人工林	天然林	
総計材積	計	5,498	5,378	120	2,649	2,586	63	2,849	2,792	57
	針葉樹	5,409	5,302	107	2,603	2,549	54	2,806	2,753	53
	広葉樹	89	76	13	46	37	9	43	39	4
主伐材積	計	2,286	2,280	6	1,032	1,029	3	1,254	1,251	3
	針葉樹	2,232	2,230	2	1,008	1,007	1	1,224	1,223	1
	広葉樹	54	50	4	24	22	2	30	28	2
間伐材積	計	3,212	3,098	114	1,617	1,557	60	1,595	1,541	54
	針葉樹	3,177	3,072	105	1,595	1,542	53	1,582	1,530	52
	広葉樹	35	26	9	22	15	7	13	11	2
間伐面積		463	425	38	238	218	20	225	207	18

表４－２ 造林面積 (百 ha)

区分	総計	前期(H29~33)	後期(H34~38)
総計	162	73	89
人工造林	155	68	87
天然更新	7	5	2

森林の整備・管理に不可欠な路網については、通行車両の種類や用途に応じて林道や林業専用道、森林作業道（施業道）に区分し、環境負荷の低減に配慮しながら合理的な路網配置となるよう整備します。また、森林整備事業や販売事業の優先順位に応じて路網の開設や改良、維持を進めるとともに、現場の状況に応じて丈夫で簡易な規格・構造とするなどコストの低減を図るほか、道民に開放している林道等の

安全な走行を確保するため、定期的な維持補修に努めます。なお、林道に架けられている既設の橋梁については、老朽化に伴う損傷や強度の低下が見られることから、平成 27 年度に策定した道有林における林道橋梁長寿命化計画に基づき、森林の整備・管理に支障を来さないよう計画的に点検や補修、架け替えを進めていきます。

路網開設に係る計画量は、表 4-3 のとおりとし、森林作業道については、前計画に比べ、路網開設が不可欠な初回間伐対象地の減少に伴って縮小します。

表 4-3 路網開設延長 (km)

区 分	総 計	前期 (H29~33)	後期 (H34~38)
林業専用道	128	65	63
森林作業道	26	13	13

(2) 森林の保全

原生的な森林や希少な野生生物の生息・生育の場の保護、尾根筋や沢沿いにおける森林の連続性の確保、魚道の設置による治山ダムの改良などに取り組むとともに、森林の伐採に当たっては、一箇所当たりの伐採面積の抑制や伐採箇所の分散を図るほか、溪流沿いにある森林の伐採を抑制し、枯損木や空洞木、食餌木を残置するなど、野生生物の生息・生育地の保全に努めます。

また、エゾヤチネズミやエゾシカ等の鳥獣害、カラマツヤツバキクイムシやスギノアカネトラカミキリ等の病虫害を防止・軽減するため、地域の関係機関と連携し、適切な駆除や予防措置を講じていきます。特に、エゾシカによる森林被害対策については、地域の市町村や猟友会、国有林等と相互に連携し、冬期間の林道除雪による捕獲環境の整備や同時期に集中的に捕獲する「一斉捕獲」のほか、林道を閉鎖した上で車上から狙撃するモバイルカリング（管理型捕獲）の実践・普及や新たな捕獲手法の導入により、狩猟等によるエゾシカの捕獲を促進します。

保安林については、森林の公益的機能を高度に発揮するため、治山事業等の実施により、機能の低下した森林の整備や治山施設の設置を行うとともに、老朽化が進む既存の治山施設について、予防保全型の維持管理・更新等により長寿命化を図ります。また、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、水資源保全地域に新たに指定された森林については、水源かん養保安林の指定を進めるとともに、森林の区分を水源涵養林に見直し、水源涵養機能の維持増進を図るための森林の整備・管理を推進します。

4 林産物の供給

木材の供給に当たっては、低コストで効率的に事業を実施する観点から、立木販売によるものとし、地域における木材需給の動向等を踏まえ、最適な価格やロットで販売

するよう努めます。

また、近年、急速に拡大している木質バイオマスのエネルギー利用に対応するため、林地未利用材の効率的な搬出・運搬に取り組むとともに、その発生状況をホームページ上で公開し、簡易な手続きで販売する仕組みを導入するなど、発電や地域の熱利用等に用いる木質バイオマスを迅速に供給できる体制を整備します。このほか、平成 32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて本道の森林認証材の流通量の拡大や販売促進を図るため、C o C 認証を取得した素材生産業者や木材加工業者等との協定締結による「協定販売」や、C o C 認証事業者に限定した入札による立木販売を一層推進します。

さらに、山菜などの特用林産物の販売に取り組むとともに、様々な森林資源を活用したクラフトづくりや、アイヌ文化の保存・伝承に向けたアイヌ伝統工芸品の生産等に寄与するため、地域の要請に応じて計画的な原料の確保・供給に努めます。

5 地域と連携した森林施業等

一般民有林の森林所有者と協定等を締結し、林業専用道等の共同使用や立木販売の共同実施など共同施業・共同出荷を全道的に展開するとともに、振興局毎に市町村有林と道有林の管理運営に関する連絡会議を設置し、森林施業等に関するノウハウの共有化や高度化、複数の市町村有林との共同施業を推進します。このほか、国有林と連携し、道独自に設定している「生物多様性保全の森」等の希少野生生物の生息・生育地に関する情報の共有化やその保全に配慮した施業手法の共通化、森林における絶滅危惧種の現状把握のための調査の検討等により生物多様性の保全に向けた取組を強化するなど、地域と連携した森林施業を推進します。

また、森林認証の取得は、地域の適切な森林の整備を促すとともに、森林認証材を活用した地域づくりに貢献することから、森林認証の取得を促進するため、道有林において森林認証を取得・更新してきたこれまでの経験を活かし、地域の連絡会議等を通じて森林所有者や林業事業者等にその意義や取得・更新に係る森林管理の手法等の情報を提供するとともに、道有林において森林認証を率先して取得する姿勢を示すことで、取得に向けた気運の醸成や合意形成を促します。

さらに、地域の課題やニーズを踏まえ、関係機関と連携した効果的なエゾシカの捕獲や間伐等の森林整備を通じて道有林及び市町村有林で取得したオフセット・クレジット（J-V E R 制度）の同時販売を推進するほか、道産木材の移輸出に向けた検討・試行や道産家具等の原料となる広葉樹資源の持続的な利用、公共建築物への道有林材の供給などに取り組み、地域の林業・木材産業等の活性化を図ります。

6 森林施業の低コスト化等

低コストで効率的な森林施業や林内作業の軽労化を進めるため、低密度植栽やコンテナ苗による植栽、列状間伐を推進するとともに、機械作業を前提にした人工林の造成技術及び人工林内の天然更新技術の開発などに取り組みます。また、本道の林業・木材産業等が抱える課題を踏まえ、大学や試験研究機関と連携し、木材生産と生物多様性保全の両立をめざした保残伐施業の大規模実証実験や、グイマツ雑種F1の低密度植栽による用材生産技術の開発支援、効率的なエゾシカの捕獲手法の確立などに取り組みます。なお、こうした新たな施業方法や成果については、林業普及指導員等が道有林のフィールドを活用して開催する技術交流会等を通じて、地域の森林づくりに活かされるよう普及・定着を図ります。

さらに、道内の人工林が本格的な利用期を迎え、今後、再生林に必要な林業用種子の確保が課題となることから、道有採種園の再編整備に取り組むとともに、次代検定林を拡充するなど、本道における優良な林業用種苗の安定的な生産に貢献します。

7 林業事業体等の育成

道有林野事業の事業発注者としての特性を活かし、林業事業体が将来的な見通しを立てながら雇用の確保や設備投資等ができるよう、計画的な発注に努めるとともに、素材生産を担う林業事業体を育成するため、長期的かつ弾力的に事業を発注する仕組みを導入するなど、林業事業体の経営力の向上を図ります。

また、林業事業体による生産性の向上や労働安全衛生の確保等を促進するため、林業事業体による共同事業を推進することとし、その際には事業発注の透明性や公平性を確保するため、林業事業体の経営力の強化に向けた取組をP D C Aサイクルにより評価・改善し、地域の森林整備の担い手となる林業事業体の着実な育成に努めます。

さらに、林業生産活動を通じて森林の多面的機能を高度に発揮させるためには、豊かな経験と確かな技術を有する人材の育成・確保が必要不可欠であることから、市町村や林業関係団体、林業事業体の担当者を対象に道有林をフィールドとした技術研修会や現地検討会を開催するとともに、労働災害の未然防止に向けて労働安全衛生に関する指導・助言に努め、道有林野事業を通じて安全成績が優秀な林業従事者を表彰するなど、事業を適切かつ安全に遂行できる人材の育成に努めます。

第3 森林の管理に関する事項

1 森林の巡視等

公有財産である道有林を適正に管理するとともに、入林者の安全を確保するため、林野火災の警防や隣地との境界を示す境界標の計画的な保全・復元、森林の被害調査、林

道施設の定期的な安全点検などを実施します。

また、高山植物や希少野生動植物の不法採取、廃棄物の不法投棄等の違法行為を防止するため、効果的な巡視活動や林道ゲートの保守・保全、監視カメラの設置などを推進します。

2 保安林等の適切な管理

道では、公益性を重視した森林づくりを推進する観点から、道有林総面積の約9割を水源の涵養や土砂の流出の防備等を目的とした保安林に指定しており、また、その約1割は、国民の保健・休養や生物多様性の保全のための自然公園等に指定されていることから、こうした森林が確実に保護・保全されるよう森林の適切な整備・管理を行います。

3 入林者の利便性の向上

道民が安全で快適に森林を利用できるよう、現地に関する情報の提供や事故防止等に向けた普及啓発を行い、入林者の利便性やマナーの向上を図ります。

また、森林被害対策として狩猟者によるエゾシカの捕獲を促すため、国有林と連携し、狩猟者が一度の申請で全ての道有林（国有林）に入林できるようになる「一括入林承認手続き」を行うとともに、冬期間の除雪路線や利用期間に関する情報を道のホームページで公開するなど、狩猟者の利便性の向上を図ります。

4 森林資源の適切な把握

広大な森林の面積や蓄積、生育状況などを効率的に把握するため、従来の森林の調査や踏査の効率的な実施に加え、GPSを活用した測量やUAV（ドローン）による上空からの森林撮影、レーザ航測による森林情報の取得・解析など、先端技術を積極的に導入します。

また、森林GISやクラウドシステムなどICT技術を活用しながら、膨大な森林情報をリアルタイムに共有・管理し、効果的な森林施業や自然災害への速やかな対応に活かします。

第4 森林の活用に関する事項

1 道有林を活用した地域の振興

山村地域の振興を図るため、林業・木材産業をはじめ幅広い関係者と連携し、道有林が有している特色のある自然景観や本道を代表する観光資源を活かして、登山やアウトドアスポーツなどの森林レクリエーションや観光等に多面的に利用され、地域の活

性化につながるよう観光地へのアクセス道や遊歩道の整備、修景伐採など森林の適切な整備・管理に努めます。

また、森林施業への影響や公共性・公益性を勘案し、鉱物採掘用地や地熱、風力の再生可能エネルギー利用による発電等の場として活用されるよう、林野の適切な貸付けを通じて地域産業の振興に貢献します。

2 木育による道民理解の促進

木育マイスター、森林インストラクター等と連携した森林体験学習や、市民団体による森林ボランティア活動、小中学校と連携した林業現場見学等の場として道有林のフィールドを積極的に提供し、木育を通じて道有林で実践される森林づくりへの道民の理解の醸成や、本道の森林づくりに対する道民の理解と参加を促進します。

第5 整備管理計画の策定

各総合振興局長及び振興局長が管理区ごとに策定する整備管理計画については、地域森林計画や市町村森林整備計画との調和を図るとともに、本計画に即して、地域の特性を踏まえつつ、めざす森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定めるものとします。

第6 計画の推進体制

1 推進体制

本計画の推進に当たっては、地域住民や地域の林業関係団体はもとより、農業や水産業、観光業などの他産業の関係者とも連携を図り、道民全体の理解を得ながら進める必要があります。

このため、地域における意見交換会や道民に対するアンケート調査の実施などにより、道民の意見を把握し、森林の整備・管理に反映するよう努めるとともに、道有林が所在する市町村との意見交換会や連絡協議会等を通じて、地域課題の解決に向けた取組や各種施策の推進を図ります。このほか、森林管理局との北海道林政連絡会議や地域林政連絡調整会議等を通じて、国有林と民有林が連携した森林づくりや広域的な課題などに積極的に取り組みます。

なお、道有林における森林施業を将来にわたって担える高い技術と見識を有する職員を育成するため、職場研修やOJTの充実を図り、組織的かつ体系的に取り組むとともに、これまで培われた技術の継承に努めます。

2 推進管理

本計画の実効性を確保するため、道有林野事業の実績や進捗状況について、毎年、点検・評価を行い、その結果を次年度の事業に反映するなど、PDCAによるマネジメントサイクルを推進するとともに、事業の実施を通じて得られた森林情報や成果を一元的に管理し、今後の事業や地域の森林づくりに活かします。

また、道有林野事業の透明性を確保するため、その実績や評価結果等について、地域住民を対象とした説明会やホームページ等を通じて情報の発信に努めるとともに、森林資源に関する情報をオープンデータ化し、道有林をフィールドとした大学や試験研究機関による調査研究や、民間企業による各種事業の円滑な実施を促します。

[参考資料]

I 森林資源の現況

①道有林の森林資源の現況 (平成28年4月1日現在)

区 分	面 積 (ha)	蓄 積 (千m ³)	ha 当たり蓄積 (m ³ /ha)
育成単層林	121,054	24,387	201
育成複層林	93,545	14,977	160
天然生林	387,001	55,973	145
未立木地	64	—	—
その他 (除地等)	6,359	—	—
合 計	608,024	95,337	157

②人工林樹種別面積・蓄積 (平成28年4月1日現在)

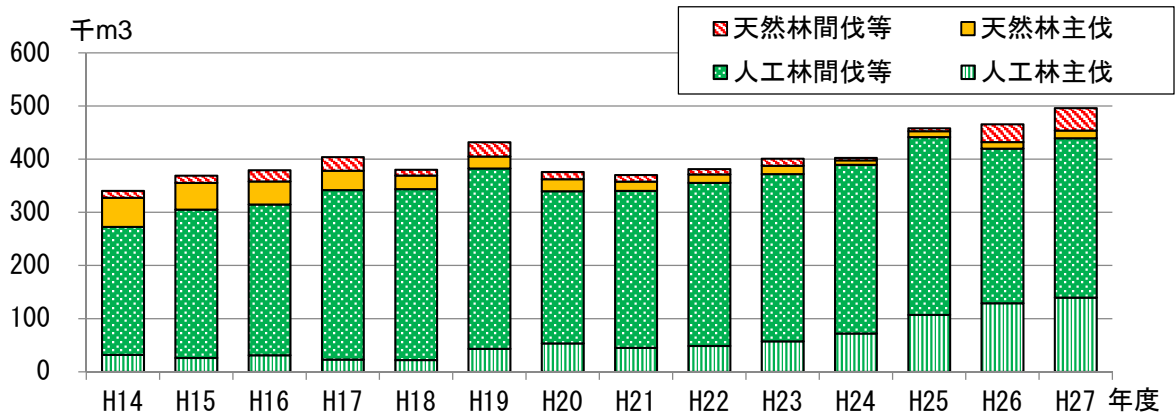
区 分	面 積 (千 ha)	蓄 積 (千m ³)	ha 当たり蓄積 (m ³ /ha)
トドマツ	89,854	19,525	217
カラマツ類	17,342	3,236	187
エゾ類	19,143	2,592	135
スギ	3,307	832	251
そ の 他	3,808	565	148
合 計	133,454	26,750	200

③主な制限林の種類別面積

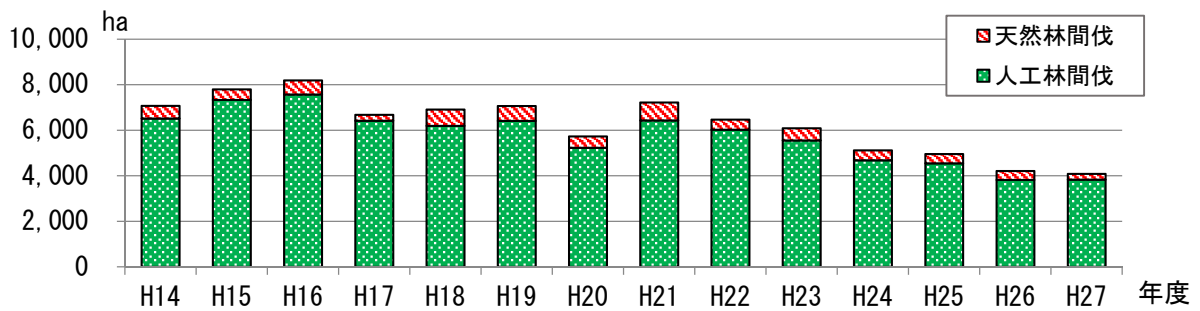
主な制限林の種類		面 積 (ha)	道有林全体に 占める割合
保安林	水源かん養保安林	365,907	60.2%
	土砂流出防備保安林	186,185	30.6%
	干害防備保安林	18,133	3.0%
	防霧保安林	18,326	3.0%
	魚つき保安林	26,638	4.4%
	保健保安林	37,131	6.1%
	保安林実面積計	577,950	95.1%
自然公園 特別地域 内の森林	国立公園	14,101	2.3%
	国定公園	42,886	7.1%
	道立公園	13,845	2.3%
道自然環境保全地域 (特別地域)		2,915	0.5%
鳥獣保護区 (特別保護地区)		18,660	3.1%
史跡名勝天然記念物		4,901	0.8%
制限林実面積計		580,629	95.5%

II 事業量の推移等

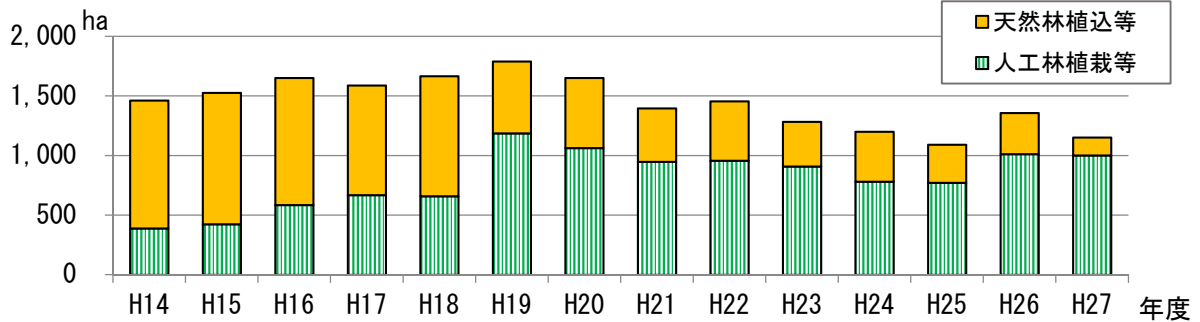
①伐採材積の推移



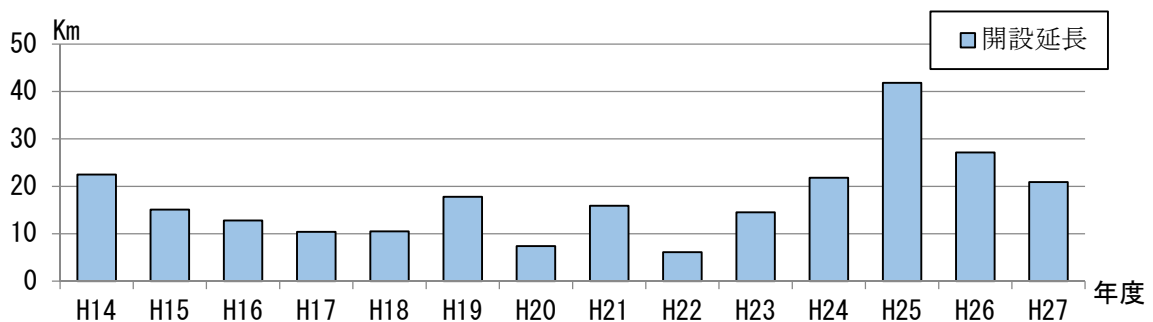
②間伐事業面積の推移



③更新事業面積の推移



④路網開設の推移



Ⅲ 用語解説

用 語	解 説
ア行	
【ICT】	情報通信技術(Information and Communication Technology)。既に一般化しているIT(=情報技術)とほぼ同義語であるが、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
【オフセット・クレジット(J-VER)】	オフセット・クレジット(J-VER) 認証運営委員会(環境省)から認証・発行を受けた国内の自主的な温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトから生じたCO ₂ 削減・吸収量のクレジット。オフセット・クレジット(J-VER)は、市場において流通するため、カーボン・オフセット等に活用が可能。
カ行	
【かき起こし】	種子の落下による自然発生を促進するため、ササ等の植生を根ごと取り除く作業。
【拡大造林】	天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。
【間伐】	林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整する作業。
【管理区】	一つの森林室が管轄する、まとまった面積の森林。道有林では、13の森林室が森林の整備管理を行う。
【径級】	樹木の太さ。
【軽労化】	作業にあたり、人の身体にかかる負担と疲労を軽減すること。
【クラウド】	インターネット上のサーバを利用して、ソフトウェアやデータベースなどの膨大な情報・サービスを活用する利用形態のこと。
【コンテナ苗】	硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。普通の苗(裸苗)は芽の成長が休止している春と秋に植栽するのに対し、コンテナ苗は根に培地がついている状態で植栽することから、植栽時期が延長できる、植栽作業に熟練を要しないなど、多くの効果が期待されている。
サ行	
【採種園】	種子の採取を目的とした樹木園。成長や形質に優れた樹木が植栽されており、遺伝的性質の良い種子を生産することが期待される。
【CLT(直交集成板)】	ひき板の層を板方向が直交するように重ねて接着したパネル状の木材。鉄筋コンクリート造りと比べ、軽量で同程度の強度が確保できることから、建築物への活用が期待されている。
【CoC 認証】	加工・流通過程の管理(Chain Of Custody)の認証。森林認証制度のうち、木材・木製品が消費者に届くまでの各段階において、認証森林から生産された木材・木製品を区別して取り扱う体制であることを認証するもの。
【下刈】	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、雑草や灌木が成長する春から夏の間に行う。
【市町村森林整備計画】	森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。
【主伐】	利用できる時期に達した立木を収穫するために伐採することで、次の世代の樹木の育成(更新)を伴う伐採。
【針広混交林】	トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。
【人工林】	人手による植栽などを行い成立した森林。
【森林インストラクター】	森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者。一般社団法人全国森林レクリエーション協会が認定。

用語	解説
【森林経営計画】	森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。
【森林作業道】	間伐等の森林作業のための道であり、そこで使用する林業機械やトラックの走行に支障が生じない簡易な構造の道。
【森林GIS】	コンピューター上で森林計画図などの地図と森林に関する各種情報を連携させ、一元的に管理するシステム。
【森林整備】	造林、下刈、間伐などの作業や森林に被害を与える森林病害虫等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などを通じて森林を育成すること。
【森林施業】	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、間伐などの森林に対する人為的働きかけ。
【森林認証】	独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証(森林認証)し、それらの森林から生産された木材・木材製品ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援(木材認証)する取組。現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるFSC(森林管理協議会)やPEFIC(森林認証プログラム)、我が国独自の認証制度であるSGEC(「緑の循環」認証会議)などがある。
【森林の多面的機能】	水源の涵養、国土の保全、生活環境の保全、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給など森林の持つ様々な機能。
【生物多様性】	それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
【造林】	人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。
【素材生産】	森林で素材(丸太)を生産することで、樹木の伐倒、枝払い、集材、玉切りまでの工程。
タ行	
【択伐】	主伐の一種で、林分内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。
【地域森林計画】	森林法に基づき知事が全国森林計画に即して、森林計画区ごとの民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。伐採、造林、林道、保安林などの整備の目標等を設定。なお、北海道は、13の森林計画区に区分。
【地球温暖化】	温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなどの気体)が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。
【天然林】	主として天然の力により生育し成立した森林。
ナ行	
【二次林】	火災、風倒、虫害などの天然災害、あるいは人為による皆伐などのかく乱が起こった跡にまったく人手が加わらずにできた森林
ハ行	
【パリ協定】	2015年12月にCOP21で採択され、2016年11月に発行した地球温暖化防止に関する新たな国際的枠組。長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度以内に抑える努力をすることを掲げ、全ての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを想定。
【複層林】	樹齢や樹高等が異なる複数の樹冠層を有する森林。単層林と対比される。
【保安林】	水源のかん養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき一定の制限(立木竹の伐採、土地の形質を変更する行為などの制限、植栽の義務)が課せられている特定の森林。

用語	解説
【保育】	健全な森林を育成するために植栽から伐採までの間に行う、下刈、つる切り、除伐、間伐などの作業。
【保護林】	林況が希少性又は特異性を有しているため、恒久的に保存し、生態的な観察を通じて学術研究に資するとともに、施業の参考とするために設定された森林。
【保残伐施業】	主伐時に一部の立ち木を残す施業方法。
マ行	
【木育マイスター】	森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。
【木質バイオマス】	「バイオマス」とは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材時に発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。
ラ行	
【林業事業体】	森林所有者からの受託または請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う森林組合、造林業者、素材生産業者等の事業体。
【林業従事者】	造林、素材生産、種苗生産及びこれに付随する作業に従事する労働者。
【林業専用道】	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道路をいい、従来の林道と比較して、地形に沿った屈曲線形及び波形勾配を採用して土工量の軽減を図り、簡素な構造を目指す新たな林道。
【林班】	森林の位置と施業の便を考え設定した森林区画の単位。
【林分】	樹種、林齢、林種といった林相がほぼ一様で、隣接する森林と区別できるような条件を備えた森林。
【林齢】	植栽後、現在までの経過年数。
【齢級】	森林の林齢を5年の幅で括った単位のこと。(11 齢級は植栽後 51 年～55 年生)
【列状間伐】	植栽列や斜面方向等に沿って直線的に伐採する間伐方法。林業機械による作業が可能のため、生産性、労働安全性の向上が期待できる。
【路網】	森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエーションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道(幹線、支線)と森林施業のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。